

虐待防止の取り組みと対応 ～虐待対応専門職チームについて～



佐賀県における障害者虐待の状況について（令和5年度）

	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
市町村等への相談・通報件数	17件(22件)	39件(26件)
市町村等による虐待判断件数	3件(22件)	14件(15件)

虐待防止法について

各虐待防止法において市町村が虐待対応における第一義的な責任を担うことが明記されている。

しかし昨今虐待という問題が各種メディア等で取り上げられる中、当事者を初め、親族、近隣住民、関係機関等、多くの方が虐待に対しての意識が高くなっており、市町村への虐待の通報は増加傾向にある。

虐待の通報が増えれば、自ずと複雑なケースや対応困難なケースも増加。市町村が行うべきあらゆる判断が本当に正しいものなのか、適切なものなのか迷いが生じる。

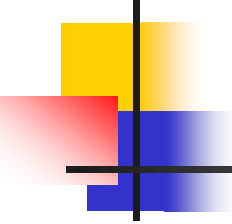


行政のみの判断ではなく第三者の専門家による助言等が有効であり必要となってくる。



専門職チームとは (2006年設置の呼びかけ)

養護者による高齢者虐待対応について、市町村・地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組みを確立するとともに、市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームがそれぞれの視点から担当者に助言を行い、対応力を高めることを目指して創られた。



専門職チームの スタンダードモデル（１）

① チームとして助言にあたること

2つの異なる専門職の視点と発想で客観的に助言をすることにより（弁護士：虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士：虐待対応の実践方法に関する助言）、実効性のある役割を果たすことができる。

② 助言者(アドバイザー)であること

チームによる助言により、責任主体である市町村が虐待対応に関する力をつけることを目指す。従って、助言者(アドバイザー)としての立ち位置を堅持する。

専門職チームの スタンダードモデル（2）

③個別のケース会議を通じた助言であること

個別の事例を通して、市町村・地域包括支援センター・障害者虐待防止センターの高齢者・障がい者虐待に対する仕組みを確立し、同時に事例について適切かつ具体的な対応策を検討することを目指す。従って、チームの助言は、個別のケース会議を通じた助言を中心とする。

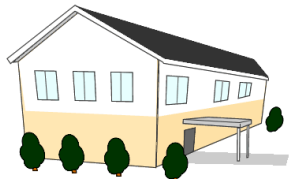
④市町村との契約に基づく助言を目指すこと

多くの都道府県では、都道府県の権利擁護等推進事業の予算を活用し、同事業の受託に基づき、市町村や地域包括支援センターに専門職チームを派遣している。都道府県による市町村支援というスキームは、専門職チームの活動基盤を拡充したという点で評価に値する。しかし、高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、虐待対応の責任主体である市町村との契約を進める必要がある。

佐賀県モデル

- 市町村の虐待対応における**相談対応** ⇒ 必要時にはケース検討会の開催を提案
- 登録メンバーのコーディネート体制整備
- 会議前の事前情報の論点整理 ⇒ 市町村が**会議を開催するタイミングとメニュー**（ケース検討会、法律相談等）の選択
⇒ 会議後の**フォローアップ**（ケースの進捗を確認、新たな課題当の確認と助言。また、専門職へのフィードバックも行う）
- 事例検討会で過去の対応の振り返り
- 虐待対応の質の向上にむけた**研修会の開催**
- 事務局職員がケース検討会に出席 ⇒ 数回に渡りケース検討会が行われる場合、ケースの概要や経過の把握ができる。
= **継続的な助言が可能**

虐待対応専門職チーム活用の流れ



虐待対応専門職チーム
事務局
佐賀県社会福祉士会

専門職チームコーディネート



弁護士

社会福祉士

①個別相談

困ったわ……

各市町

地域包括支援センター

障害者虐待防止センター

②会議

③法律相談会

④事例検討会

⑤研修会

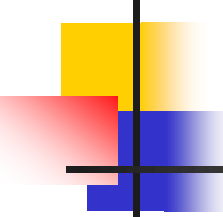
タイムリーな会議の開催と 助言する内容について

- 的確な時期における会議の開催

初動期～対応段階～評価・終結時期

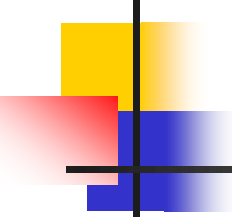
- 助言する内容

虐待防止法の解釈適用の部分のみにとどまらず、今、対応のいかなる段階なのか、何を検討すべきなのか、検討するにあたり、法をどう考えるべきか、当事者の関係をどのように考えるべきかなどの点に及ぶ。そして、その際、行政が陥りやすい考え方に留意し、方針の実行後生じる事態を予測した助言を行う。



専門職チームにおける弁護士の役割

虐待の事実認定、あるいは緊急性の判断、立入調査や措置等の実施要件の判断についての助言という役割が考えられる。成年後見申立ての可否、必要性の判断、さらには立入調査や分離措置等の支援を行う上での法制度上の課題、法制度上できるのかできないのかという見極め、さらには介入支援の法的根拠の提示等が求められる役割である。また、個人情報保護条例等の解釈について弁護士としての知見を示すという形で役割を発揮することも期待される。さらに、行政上の措置を行った場合、裁判を起こされるケースもあり得ます。訴訟リスクに備えて、市町村がそのような証拠や資料を収集しておくべきかをアドバイスすることも弁護士の役割の一つです。

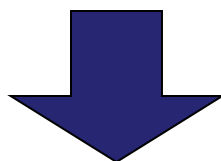


専門職チームにおける社会福祉士の役割

専門職チームにおける社会福祉士の役割は、虐待対応の実践方法に関する助言です。市町村の説明から事実を整理し、そして要因分析を通じて被虐待者、養護者、施設従事者等へのアプローチの仕方の適切性や妥当性の共有化と助言を行う。事案におけるリスクや課題の再整備に向けた助言、終結、虐待解消に向けた家族関係の再構築への助言、市町村の虐待対応に向けた関係機関との連携、ネットワーク作りへの助言、そして市町村がその役割を理解し虐待対応力を身につけ、自分たち自身が虐待対応の体制整備に向けてしっかり取り組んでいただけるよう助言を行うなどが挙げられる。

会議後のフォローについて

チームは、会議に参加し助言した後、そのケースが会議で出された方針にしたがって対応されたか、対応された結果どのような事態となったかを確認する。



助言が適切だったのか、新たに生じた場面における何らかの助言が必要かについて知る機会となる。

※助言が適切であったかを検討すること、虐待対応は終結までの一定期間、市町村の対応が求められるものであるから、その後の対応についてフォローアップする必要があるか確認すべきである。

虐待対応専門職チーム派遣依頼書

高齢者・障害者虐待防止対応事務に関する委託契約書に基づく、標記専門職チームの派遣を下記のとおり依頼します。

【基本事項】

市町村名	担当課:			担当者:
連絡先	TEL:	FAX:	E-mail:	
派遣希望日	第1希望 令和 年 月 日 : ~	会場		
時	第2希望 令和 年 月 日 : ~	会場		
会場	第3希望 令和 年 月 日 : ~	会場		

【相談内容】 ※要点のみご記入下さい

種別	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 養護者 () <input type="checkbox"/> 施設従事者 () <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 養護者 () <input type="checkbox"/> 施設従事者 ()		
虐待認定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 心理 <input type="checkbox"/> 放棄放任 <input type="checkbox"/> 性的 <input type="checkbox"/> 経済)		
認定日	令和 年 月 日		
支援に向けて困難に感じている点			
専門職チームへの依頼内容(相談や助言を求めること)			

添付書類	<input type="checkbox"/> 相談・通報・届出受付票 <input type="checkbox"/> 情報共有・協議票 <input type="checkbox"/> 事実確認票チェックシート <input type="checkbox"/> コア会議記録・計画書 <input type="checkbox"/> アセスメント要約票 <input type="checkbox"/> ケース会議記録・計画書 <input type="checkbox"/> その他()
------	---

専門職チーム事務局処理欄	派遣要請 受理日	年 月 日
	派遣決定日時会場	年 月 日 : ~ 会場
	専門職チーム派遣者	弁護士 社会福祉士

虐待対応専門職チーム派遣後状況報告書

高齢者・障害者虐待防止対応事務に関する委託契約書に基づく、標記専門職チームの派遣後の対応状況について報告します。

【基本事項】

市町村名	担当課:			担当者:
連絡先	TEL:	FAX:	E-mail:	
会議開催日	令和 年 月 日			

【状況報告】

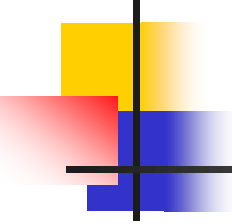
助言内容等	日付	その後の対応・経過等

専門職チーム事務局処理欄	状況報告 受理日	年 月 日		
	専門職チーム派遣者への報告(送付)	弁護士	報告日	年 月 日
		社会福祉士	報告日	年 月 日



相談事例①

トイレ介助の際、利用者が介護職員の髪をつかんだためとっさに利用者を突き飛ばし、「死ねばいいっちゃん！」と言っていた。また当該職員は日常的に不適切な発言が聞かれており、施設側も「人手不足だし、ストレスも溜まるだろうから仕方ない。やめられても困る」と対応されなかった。



相談事例②

障害者施設内にて、男性職員が療育手帳Aを所持する20代女性利用者と2人きりになったときに体を触る、無理やり入浴させるなどの行為がみられていた。



相談事例③

養護者によるサービス事業所へ過剰な要求と、それに伴う入退所の繰り返しにより、本人は生活の場が安定せず、安心して生活ができていない。



虐待対応専門職チームの対応状況

☆対応状況

高齢者虐待対応・・・20市町

障がい者虐待対応・・・6市町

☆実績

令和3年度	88件（5件）
令和4年度	136件（17件）
令和5年度	141件（15件）